保発 0331 第 8 号 令和 3 年 3 月 31 日

健康保険組合連合会長 殿

厚生労働省保険局長(公 印 省 略)

令和三年度における前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の 算定等に関する政令第二十五条の三第一項第二号の規定に基づき 厚生労働大臣が定める率を定める告示の適用について

令和三年度における前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第二十五条の三第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める率を定める告示(令和3年厚生労働省告示第142号。以下「減算率告示」という。)が本日告示され、令和3年4月1日から適用されるところである。

減算率告示の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、十分御了知の上、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いする。

記

第1 減算率告示の趣旨

後期高齢者支援金の加算・減算制度において、減算の対象となる保険者(以下「減算対象保険者」という。)に係る減算率(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)第121条第1項第1号の確定後期高齢者支援金調整率をいう。以下同じ。)については、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令(平成19年政令第325号。以下「算定政令」という。)第25条の3第1項第2号において、1から①に掲げる額を②に掲げる額で除して得た率を控除して得た率を基礎として厚生労働大臣が定める率とされているところ、令和元年度後期高齢者支援金に係る当該率を定めるもの。

- ① 各年度における全ての加算の対象となる保険者(以下「加算対象保険者」という。)に係る法第119条第1項の確定後期高齢者支援金の額の総額と各年度における全ての加算対象保険者に係る調整前確定後期高齢者支援金の額の総額との差額
- ② 各年度における全ての減算対象保険者に係る調整前確定後期高齢者支援金の額の総額

第2 減算率告示の内容

(1) 令和元年度後期高齢者支援金に係る減算率

令和元年度後期高齢者支援金に係る減算率は、次に掲げる保険者の種類ごとに、一定の基準(基準の詳細については(2)を参照)に基づいて算定した合計点数区分に応じて次のとおりとすること。

ア 単一型健康保険組合

- ・合計点数 157 点以上 100 分の 99.804319662
- ・合計点数 107 点以上 157 点未満 100 分の 99.895637153
- ・合計点数 107 点未満 100 分の 99.947818576
- イ 総合型健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団及び算定政令第 25条の3第1項第1号の規定により厚生労働大臣が定める組合
 - ・合計点数 164 点以上 100 分の 99.804319662
 - ・合計点数 109 点以上 164 点未満 100 分の 99.895637153
 - ・合計点数 109 点未満 100 分の 99.947818576

ウ 共済組合

- ・合計点数 141 点以上 100 分の 99.804319662
- ・合計点数 109 点以上 141 点未満 100 分の 99.895637153
- ・合計点数 109 点未満 100 分の 99.947818576
- (2) 減算率の決定に用いる基準

減算率の決定に用いる基準は次のとおりとすること。

1 平成30年度において、次に掲げる基準を満たすこと。

65 点

(1) 特定健康診査(法第18条第1項に規定する特定健康診査をいう。 以下同じ。)の実施率が次に掲げる保険者の種類に応じ、それぞれに 掲げる率以上であること。

単一型健康保険組合及び共済組合	90/100
総合型健康保険組合及び日本私立学校振興・共済事	85/100
業団	
算定政令第 25 条の3第1項第1号の規定により厚	70/100
生労働大臣が定める組合	

(2) 特定保健指導(法第18条第1項に規定する特定保健指導をいう。 以下同じ。)の実施率が次に掲げる保険者の種類に応じ、それぞれに 掲げる率以上であること。

単一型健康保険組合及び共済組合	60/100
-----------------	--------

総合型健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業	35/100
団及び算定政令第 25 条の3第1項第1号の規定に	
より厚生労働大臣が定める組合	

2 平成30年度において、次に掲げる基準を満たすこと(1に掲げる基準を満たす場合を除く。)。

60 点

- (1) 特定健康診査の実施率が1の(1)に掲げる率以上であること。
- (2) 特定保健指導の実施率が次に掲げる保険者の種類に応じ、それぞれ に掲げる率以上であること。

単一型健康保険組合	55/100
総合型健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業	30/100
団及び算定政令第 25 条の3第1項第1号の規定に	
より厚生労働大臣が定める組合	
共済組合	45/100

3 平成30年度において、次に掲げる基準を満たすこと(1又は2に掲 げる基準を満たす場合を除く。)。

30 点

(1) 特定健康診査の実施率が次に掲げる保険者の種類に応じ、それぞれに掲げる率以上であること。

単一型健康保険組合及び共済組合	81/100
総合型健康保険組合及び日本私立学校振興・共済事	76. 5/100
業団	
算定政令第 25 条の3第1項第1号の規定により厚	63/100
生労働大臣が定める組合	

(2) 特定保健指導の実施率が次に掲げる保険者の種類に応じ、それぞれ に掲げる率以上であること。

単一型健康保険組合	49. 5/100
総合型健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業	27/100
団及び算定政令第 25 条の3第1項第1号の規定に	
より厚生労働大臣が定める組合	
共済組合	45/100

4 平成 30 年度の特定健康診査の実施率が平成 29 年度と比較して 10/100 以上上昇していること (3の(1)に掲げる基準を満たす場合を除 く。)。

5 平成30年度の特定健康診査の実施率が平成29年度と比較して5/100以上上昇していること(3の(1)及び4に掲げる基準を満たす場合を除く。)。

10 点

6 平成 30 年度の特定保健指導の実施率が平成 29 年度と比較して 10/100 以上上昇していること (3の(2)に掲げる基準を満たす場合を除く。)。

20 点

7 平成30年度の特定保健指導の実施率が平成29年度と比較して5/100以上上昇していること(3の(2)及び6に掲げる基準を満たす場合を除く。)。

10 点

8 令和元年度において、「高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第 40 条の3の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準等の適用について」(令和2年4月1日付け保発 0401 第5号厚生労働省保険局長通知。以下「令和2年通知」という。)第1の2の(1)に掲げる取組を実施していること。

4 点

9 令和元年度において、令和2年通知第1の2の(1)に掲げる取組を実施 し、一定期間が経過した後に、受診勧奨を行った加入者の受診状況を確 認していること。

4点

10 令和元年度において、令和 2 年通知第 1 の 2 の(2)に掲げる取組を実施していること。

4 点

11 平成 30 年度における特定健康診査の受診者数に占める特定保健指導 の対象者の割合が平成 29 年度と比較して 3/100 以上低下しているこ と。

10 点

12 平成 30 年度における特定健康診査の受診者数に占める特定保健指導の対象者の割合が平成 29 年度と比較して 1.5/100 以上低下していること (11 に掲げる基準を満たす場合を除く。)。

13 令和元年度において、令和 2 年通知第 1 の 3 の(1)に掲げる取組を実施していること。

5点

14 令和元年度において、特定健康診査の結果を加入者に通知するに当たって、医師、看護師、保健師、管理栄養士その他の医療に従事する専門職による対面での情報提供を実施していること。

4点

15 令和元年度において、令和2年通知第1の3の(2)に掲げる取組を実施していること。

5点

16 令和元年度において、次に掲げる取組のいずれかを実施していること。

4点

- (1) 保険者協議会(法第157条の2に規定する保険者協議会をいう。(2) について同じ。)に対し、特定健康診査に関する記録を提供するとともに、保険者協議会と連携し、地域の健康課題を分析すること。
- (2) 保険者協議会と連携し、地域の健康課題の解決に資する事業を他の保険者と共同で実施すること。
- 17 令和元年度において、令和 2 年通知第 1 の 4 の(1)に掲げる取組を実施していること。

4点

18 令和元年度において、令和 2 年通知第 1 の 4 の(2)に掲げる取組を実施していること。

4点

19 令和元年度において、令和2年通知第1の4の(2)に掲げる通知を送付した者について、先発医薬品から後発医薬品への切替率、切替による効果額等の使用状況の変動を把握していること。

4点

20 令和元年度において、後発医薬品の使用割合が 80/100 以上であること。

21 令和元年度において、後発医薬品の使用割合が 70/100 以上であること (20 に掲げる基準を満たす場合を除く。)。

3点

22 令和元年度における後発医薬品の使用割合が平成 30 年度と比較して 10/100 以上上昇していること。

5点

23 令和元年度において、後発医薬品の使用割合が平成30年度と比較して5/100以上上昇していること(22に掲げる基準を満たす場合を除く。)。

3点

24 令和元年度において、令和 2 年通知第 1 の 5 の(1)に掲げる取組を実施していること。

4点

25 令和元年度において、がん検診の結果、精密検査が必要となった者の 受診状況を確認し、受診勧奨を行っていること。

がん検診は保険者自ら単独で行うものに加えて、事業主や他保険者等 と共同実施するものを含むものであること。

4 点

26 令和元年度において、令和 2 年通知第 1 の 5 の(2)に掲げる取組を実施していること。

4 点

27 令和元年度において、令和2年通知第1の5の(3)に掲げる取組を実施していること。

4点

28 令和元年度において、令和 2 年通知第 1 の 5 の(4)に掲げる取組を実施していること。

4点

29 令和元年度において、令和 2 年通知第 1 の 5 の(5)に掲げる取組を実施していること。

30 令和元年度において、保険者自らインフルエンザワクチン接種等の予防接種を実施していること又は予防接種を受けた加入者に対して当該 予防接種に係る費用の補助を行っていること。

4点

31 令和元年度において、令和 2 年通知第 1 の 6 の(1)に掲げる取組を実施していること。

4 点

32 令和元年度において、令和2年通知第1の6の(2)に掲げる取組を実施していること。

4 点

33 令和元度において、令和 2 年通知第 1 の 6 の(3)に掲げる取組を実施していること。

4 点

34 令和元年度において、令和2年通知第1の6の(4)に掲げる取組を実施していること。

5点

35 令和元年度において、令和 2 年通知第 1 の 6 の(5)に掲げる取組を実施していること。

4 点

36 令和元年度において、令和2年通知第1の7の(1)に掲げる取組を実施していること。

4点

37 令和元年度において、令和 2 年通知第 1 の 7 の(2)に掲げる取組を実施していること。

4 点

38 令和元年度において、令和2年通知第1の7の(3)に掲げる取組を実施していること。

4点

39 令和元年度において、令和 2 年通知第 1 の 7 の(4)に掲げる取組を実施していること。

40 平成 30 年度における被扶養者(算定政令第 25 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により厚生労働大臣が定める組合にあっては、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号) 第 19 条第 1 項に規定する組合員の世帯に属する者をいう。41 において同じ。)に係る特定健康診査の実施率が、次に掲げる保険者の種類に応じ、それぞれに掲げる率以上であること。

単一型健康保険組合及び共済組合	63/100
総合型健康保険組合及び日本私立学校振興・共済事業団	59. 5/100
算定政令第25条の3第1項第1号の規定により厚生労	49/100
働大臣が定める組合	

4点

41 平成30年度における被扶養者に係る特定保健指導の実施率が、次に掲げる保険者の種類に応じ、それぞれに掲げる率以上であること。

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
単一型健康保険組合	38.5/100
総合型健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団及	21/100
び算定政令第25条の3第1項第1号の規定により厚生	
労働大臣が定める組合	
共済組合	31.5/100

4点

第3 適用期日

減算率告示は、令和3年4月1日から適用すること。

の合計をいう。以下同じ。)の区分に応じて定める率とする。

○厚生労働省告示第百四十二号

期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第二十五条の三第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める率を次のように定め、 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令(平成十九年政令第三百二十五号)第二十五条の三第一項第二号の規定に基づき、令和三年度における前期高齢者交付金及び後 令和三年四月一日から適用する。 厚生労働大臣 田村

厚生労働大臣が定める率は、次の各号に掲げる保険者の種類ごとに当該各号に掲げる合計点数(別表の上欄に掲げる基準に応じ、 和三年度における前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令(平成十九年政令第三百二十五号。 令和三年度における前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第二十五条の三第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める率を定める告示 当該基準のそれぞれについて同表の下欄に掲げるところにより付した点数 以下「算定政令」という。)第二十五条の三第一項第二号の規定に基づき

健康保険組合(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第十一条第一項の規定により設立されたものに限る。 合計点数百五十七点以上 百分の九十九・八〇四三一九六六二 以下 単 型健康保険組合」という。

合計点数百七点以上百五十七点未満 百分の九十九・八九五六三七一五三

官

健康保険組合(健康保険法第十一条第二項の規定により設立されたものに限る。 合計点数百七点未満 百分の九十九・九四七八一八五七六

規定により厚生労働大臣が定める組合 合計点数百六十四点以上 百分の九十九・八〇四三一九六六二

以下

「総合型健康保険組合」という。)、日本私立学校振興・共済事業団及び算定政令第二十五条の三第一項第一号の

合計点数百九点未満 百分の九十九・九四七八一八五七六 合計点数百九点以上百六十四点未満 百分の九十九・八九五六三七一五三

共済組合

合計点数百四十一点以上
百分の九十九・八〇四三一九六六二

合計点数百九点以上百四十一点未満 百分の九十九・八九五六三七一五三

合計点数百九点未満 百分の九十九・九四七八一八五七六

基準 いう。)第四十条の二以下同じ。)の実施率 第(高) 点数

六十五点

315

官

(号外第 75 号)

令和3年3月31日 水曜日

四点	四十一 基準告示第七号へに掲げる取組を実施していること。
四点	四十 基準告示第七号ホに掲げる取組を実施していること。
四点	三十九 基準告示第七号ニに掲げる取組を実施していること。
四点	三十八 基準告示第七号ハに掲げる取組を実施していること。
四点	三十七 基準告示第七号口に掲げる取組を実施していること。
四点	三十六 基準告示第七号イに掲げる取組を実施していること。
四点	三十五 当該年度において、基準告示第六号ホに掲げる取組を実施していること。
五点	三十四 当該年度において、基準告示第六号ニに掲げる取組を実施していること。
四点	三十三 当該年度において、基準告示第六号ハに掲げる取組を実施していること。
四点	三十二 当該年度において、基準告示第六号口に掲げる取組を実施していること。
四点	三十一 当該年度において、基準告示第六号イに掲げる取組を実施していること。
四点	三十 当該年度において、保険者自ら予防接種を実施していること又は予防接種を受けた加入者に対して当該予防接種に係る費用の補助を行っていること。
四点	二十九 当該年度において、基準告示第五号ホに掲げる取組を実施していること。
四点	二十八 当該年度において、基準告示第五号ニに掲げる取組を実施していること。
四点	二十七 当該年度において、基準告示第五号ハに掲げる取組を実施していること。
四点	二十六 当該年度において、基準告示第五号口に掲げる取組を実施していること。
四点	二十五 当該年度において、がん検診の結果、精密検査が必要となった者の受診状況を確認し、受診勧奨を行っていること。
四点	二十四 当該年度において、基準告示第五号イに掲げる取組を実施していること。
三点	二十三 当該年度において、後発医薬品の使用割合が当該年度の前年度と比較して百分の五以上上昇していること(第二十二号の項に掲げる基準を満たす場合を除く。)。
五点	二十二 当該年度における後発医薬品の使用割合が当該年度の前年度と比較して百分の十以上上昇していること。
三点	二十一 当該年度において、後発医薬品の使用割合が百分の七十以上であること(第二十号の項に掲げる基準を満たす場合を除く。)。
五点	二十 当該年度において、後発医薬品の使用割合が百分の八十以上であること。
四点	の使用状況の変動を把握していること。 規定する新医薬品等をいう。)及び後発医薬品(保険医療機関及び保健医療養担当規則(昭和三十二年厚生省令第十五号)第二十条第二号ニに規定する後発医薬品をいう。以下同じ。 十九 当該年度において、基準告示第四号口に掲げる通知を送付した者について、先発医薬品(保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和三十二年厚生省令第十六号)第七条の二に
四点	十八 当該年度において、基準告示第四号口に掲げる取組を実施していること。
四点	十七 当該年度において、基準告示第四号イに掲げる取組を実施していること。
 [2 ,5	健
— 四 点	十六 当該年度において、欠に掲げる取組のいずれかを実施していること。